

発議第16号

議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市
川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び市川市議会会議規則
第14条の規定により提出いたします。

平成29年7月25日

提出者

市議会議員	西村 敦
〃	かつまた 竜大
〃	越川 雅史
〃	荒木 詩郎
〃	松永 修巳
〃	加藤 武央
〃	竹内 清海
〃	中山 幸紀

市川市条例第 号

議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における当該議員の議員報酬及び期末手当（以下「議員報酬等」という。）について、市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成23年条例第1号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めることにより、市民の市政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(議員報酬等の支給の差止め)

第2条 市長は、議員が次の各号のいずれにも該当するときは、当該議員の議員報酬等の支給を差し止める処分（以下「差止処分」という。）を行うことができる。

(1) 刑事事件に関し公訴の提起(禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）がされたとき、又は刑事事件の被疑者として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたとき。

(2) 刑事事件に係る議員の行為が市民の信頼を著しく損なうものであり、かつ、当該議員に対し議員報酬等の支給を継続することが市民の市政に対する信頼を著しく害するものと認められるとき。

2 前項の規定による議員報酬等の支給の差止処分は、支給差止判定会議（議員報酬等の支給の差止めの可否を判定するために当該差止処分の対象となる議員を除いた全議員（以下「全議員」という。）で構成する会議をいう。以下同じ。）において当該議員が同項各号のいずれの要件も満たしているとする判定に基づいて行うものとし、当該判定には、全議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の賛成がなければならない。

3 支給差止判定会議は、議長が招集する。

4 支給差止判定会議の議事は、公開しない。ただし、議長の許可を得た者に

については、この限りでない。

- 5 議員報酬等の支給の差止めは、差止処分をした日の翌日以後に支給日が到来する議員報酬等について行うものとする。

(差止処分の取消し)

第3条 市長は、差止処分を受けた議員が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該議員からの申出により、速やかに、差止処分を取り消すものとする。

- (1) 差止処分の理由となった刑事事件に関し公訴を提起しない処分があったとき。
- (2) 差止処分の理由となった刑事事件に関し無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。）が確定したとき。
- (3) 差止処分の理由となった刑事事件に関し有罪の判決が確定したとき（執行を猶予された懲役若しくは禁錮又は罰金以下の刑が言い渡された場合に限る。）。
- (4) 差止処分の理由となった刑事事件に関し起訴されることなく当該差止処分を受けた日から起算して1年を経過したとき（当該差止処分を受けた議員が現に逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けているときを除く。）。
- (5) 差止処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該差止処分を継続する必要があるものとして、支給差止判定会議において全議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の賛成をもって差止処分の取消しを相当とする旨の判定がなされたとき。

- 2 前項の規定により差止処分が取り消されたときは、前条の規定により差し止められていた議員報酬等は、当該差止処分の取消しがなされた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給するものとする。

(議員報酬等の不支給)

第4条 議員が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定に該当するため被選挙権を有しなくなった場合（その事由が同項第4号及

び第5号に掲げる犯罪である場合にあっては、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されていないときに限る。)においては、議員報酬条例第3条及び第5条の規定にかかわらず、第2条の規定により差止処分をした日の翌日から当該刑事事件に関し有罪の判決が確定した日までの間に支給日が到来する全ての議員報酬等は、これを支給しない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、事務処理に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例の規定は、既に逮捕され、いまだ議員報酬等が差し止められていない議員についても適用する。

(検討)

3 支給差止判定会議の在り方については、今後、必要に応じて検討が加えられるものとする。

提案理由

議員が議会及び市政に対する市民の信頼を著しく損なう反社会性の高い非違行為をした場合においては、その原資を市民の税金とする議員報酬及び期末手当の支給を差し止めることにより、市民の信頼を少しでも回復する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。